

# SIDfm RA サブスクリプション契約

2015年4月27日施行

2018年8月31日改定

2021年3月15日改定

## 第1章総則

### 第1条（契約の適用・変更）

1. SIDfm RAサブスクリプション契約は、株式会社ソフテック（以下「当社」といいます）とお客様との間で締結されるものです。本契約は、下記の契約条件、SIDfmサービス条件、ライセンス詳細から構成されます（これらを総称して「本契約」といいます）。本契約は、当社がお客様にサブスクリプションを交付した日、またはお客様のサブスクリプションが更新された日をもって発効します。
2. 当社は、本契約を変更することがあります。当該更新前に更新される予定の契約の内容をお客様に通知し、第12条に従い契約期間が更新された場合は、お客様は変更後の契約の内容に同意したものとします。
3. 前項にかかわらず、当社は、本契約の変更が、お客様の一般の利益に適合する場合、または、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合には、変更後の本契約の条項についての合意があったものとみなし、お客様と個別に合意をすることなく本契約を変更できるものとします。
4. 当社は、前項の定めに基づいて本契約の変更を行う場合は、本契約の内容を変更する旨および変更後の契約の内容ならびにその効力発生時期を、当社の定める方法によりお客様に通知することでお客様に周知するものとし、その周知の際に定める効力発生時期から、変更後の契約が適用されるものとします。

### 第2条（用語の定義）

本契約において、以下の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

#### 【SIDfm RA サービス】

SIDfm サービス条件に定義する、本契約に基づいてお客様にサブスクリプションが提供される、当社が運営および管理するサービスを意味します（以下、「本サービス」といいます）

#### 【サブスクリプション】

当社の定める一定の期間についての本サービスの加入契約を意味します

#### 【お客様】

本契約および別途定めるところの契約を締結した法人を意味します

#### 【本ソフトウェア】

お客様の機器に一定の機能を有効にすることを目的として本サービスとともに使用するために、当社が提供するソフトウェアを意味します

#### 【本製品】

本ソフトウェアを含む、本サービスを意味します

#### 【SIDfm サービス条件】

当社が別途提示する、お客様による本製品の使用に適用される条件を意味します。本契約の条件に加え、SIDfmサービス条件に規定されている使用条件が、お客様による本製品の使用に対して適用されます

#### 【ライセンス詳細】

当社がWebページに提示する、サブスクリプションのライセンスに適用される価格および関連する条件を意味します

【エンドユーザー】

本サービスの使用をお客様が許可する個人または法人を意味します

【顧客データ】

お客様による本サービスの使用を通じて、お客様またはお客様の代理人によって当社に提供される、テキストを含むすべてのデータを意味します

【利用規定】

SIDfm サービス条件に規定する通りとします

【定額課金ライセンス】

サブスクリプションのライセンス種別の一つで、通常使用のものを意味します

【限定試用ライセンス】

サブスクリプションのライセンス種別の一つで、試用のために無償で提供されるものを意味します

【サブスクリプション期間】

サブスクリプションの継続期間を意味します。ライセンス詳細に別途規定されている場合を除き一年間です

【オプション】

サブスクリプションで使用できる機能を拡張するために追加できる選択肢を意味します

## 第2章サービスの使用

### 第3条（使用の権利）

本契約に詳細を規定する通り、当社はお客様に対し、本サービスにアクセスして使用する権利を付与します。その他の権利はすべて当社が留保します。

### 第4条（使用の目的）

本サービスは、情報システムのセキュリティの維持および管理効率の向上を目的とするものです。お客様は、セキュリティ情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のために限って本サービスを使用するものとします。

### 第5条（許可される使用）

1. お客様は、本契約に従ってのみ本製品を使用することができます。
2. お客様は、本製品のリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または技術的な制限の回避を行ってはなりません。
3. お客様は、お客様による本サービスの使用状況を測定する課金メカニズムを無効にし、改ざんし、その他回避しようとすることはできません。
4. お客様は、SIDfm サービス条件で明示的に許可されている場合を除き、本製品またはその一部の第三者へのレンタル、リース、貸与、再販売、移転を行うことはできません。

### 第6条（エンドユーザー）

1. お客様がエンドユーザーによるアクセスを制御するものとします。
2. お客様は、エンドユーザーに本契約に従って本製品を使用させる義務を負い、利用規定を遵守させるものとします。

### 第7条（顧客データ）

1. すべての顧客データの内容に関する責任は、お客様自身が負うものとします。お客様は、当社が第三者の権利を侵害し、またはその他お客様または第三者に対する義務を当社が負うことのないように本サービスを提供するために必要な、お客様の顧客データに関する

るすべての権利を確保し、維持するものとします。

2. 当社は、お客様が本サービスで使用している顧客データを適切に管理することとし、本サービスからの情報漏洩防止について責任を負うものとします。当社の過失によりこれらが第三者に不正使用されたことにより生じた損害については、第6章第20条（制限）に定める範囲でお客様に補償します。

3. 当社は、本サービスの障害に備えて顧客データを別途保管することがあります。ただし、顧客データの消失によりお客様が被った被害に対しては、当社は責任を負いません。

#### 第8条（お客様アカウントに関する責任）

お客様は、お客様による本サービスの使用に関連付けられた非公開の認証情報を秘密に保つ責任を負うものとします。お客様のアカウントもしくは認証情報が悪用された可能性がある場合、または本サービスに関連するセキュリティ侵害の疑いがある場合は、お客様は直ちに当社にその旨を通知しなければなりません。

### 第3章サービスの購入

#### 第9条（利用可能なサブスクリプション）

お客様が利用可能なサブスクリプションは、以下に分類されます。

##### (1) 定額課金ライセンス

お客様は、サブスクリプション期間中の使用のために本サービスを購入し、一括前払いで支払いを行うことを事前に約定します。定額課金ライセンスのサブスクリプションにはオプションを追加できる場合があります。オプションは、サブスクリプション期間中の使用の有無に関わらずサブスクリプション期間の終了時に失効します。本サービスの初回の購入にあたっては手数料が発生する場合があります。

##### (2) 限定試用ライセンス

お客様は、期間を限って課金なしで本サービスを使用することができます。価格、支払い、およびデータの保存に関する本契約の規定は適用されない場合があります。限定試用ライセンスでは、オプションを追加することはできません。

#### 第10条（発注）

1. サブスクリプションの発注または更新を行うことにより、お客様は、そのサブスクリプションのライセンス詳細に同意したことになります。本製品は「現状有姿のまま」で提供されるものとします。

2. お客様は、第三者がお客様の内部業務において使用するために、第2章第3条（使用の権利）で許諾される権利をかかる第三者に割り当てることもできます。この場合、かかる第三者は本契約に拘束されるものとし、お客様は当該第三者による本製品の使用に関する当該第三者の行為について、当該第三者と連帯して責任を負います。

3. お客様は、サブスクリプション期間中にオプションの追加を行うことができます。オプションの追加は、かかるサブスクリプションの残存期間に応じて金額が決定され、かかるサブスクリプションの終了時に失効します。

#### 第11条（価格および支払）

1. 支払は、お客様のサブスクリプションのライセンス詳細に従って行われなければなりません。

2. サブスクリプション期間中、お客様のサブスクリプションに関して、本サービスの価格が、お客様のサブスクリプションの発効または更新の時点に当社がライセンス詳細へ提

示していた価格より引き上げられることはありません。すべての価格は、サブスクリプションの更新期間の開始時に変更される場合があります。

3. お客様は、当社が定める期日までに当社が指定する方法により、支払いを行うものとします。なお、支払いにかかる手数料はすべてお客様が負担するものとします。

#### 第12条（更新）

1. お客様のサブスクリプションの更新をもって本契約は終了し、それ以降、お客様のサブスクリプションには、お客様のサブスクリプションの更新日に当社がWebサイトへ提示している条項（以下「更新条件」といいます）が適用されます。

2. 本契約は、お客様のサブスクリプション期間が終了する30日前までに、お客様が当社に対してまたは当社がお客様に対して、本契約を更新しない旨の通知をしない限り、サブスクリプション期間満了日の翌日を契約の更新日として、別途定めがない限り同一のサブスクリプション期間にて自動で更新されるものとし、以降も同様とします。

3. 限定試用ライセンスでは、サブスクリプションの更新が認められない場合があります。

#### 第13条（租税）

価格には、税額は含まれません。本契約に基づく発注に関連して課されるもので、適用される法令により当社がお客様から徴収することが認められる、消費税等の税については、お客様が当社に支払わなくてはなりません。お客様は、該当する印紙税を含め、お客様が納税義務を負う他のすべての租税を支払う義務を負います。当社は、当社の所得または所有財産に基づくすべての租税を支払う義務を負います。

### 第4章 契約期間および解約

#### 第14条（契約期間）

本契約の有効期限は、お客様のサブスクリプションの満了、解約、または更新のいずれか早い時点までとします。

#### 第15条（お客様の中途解約）

お客様は、当社に対し書面で通知することにより本契約を解約することができます。この場合において当該解約の効力は、当該通知があった日から30日を経過する日またはお客様が当該通知において解約の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。

#### 第16条（サブスクリプションの解約）

1. お客様は本サービスを解約する場合、サブスクリプションの残存期間の有無に関わらず、当社に既に支払った金額の返還を求めることはできないものとします。

2. お客様が本サービスの購入後、早期に解約を行ったとしても、当社は違約金もしくは解約料の支払いを求めることはありません。

### 第5章 保証

#### 第17条（限定的保証）

当社は、お客様が本製品を最初に使用した日から一年間、当該本製品が該当するユーザー向けドキュメントの記載に実質的に従って動作することを保証します。本製品がこの保証を満たすことができない場合、当社は自らの選択により、本製品について支払われた代金を返金するか、本製品を修正します。お客様はこれ以外の請求を行うことはできません。

#### 第18条（限定的保証の除外）

限定的保証には、以下の制限が適用されます。

1. 法的に排除不可能なすべての黙示的保証、契約不適合責任の期間は、限定的保証の開始時点から一年間とします。
2. 限定的保証は、事故、不正使用、または本契約もしくは当社が規定する方法に反する使用方法が原因で生じた問題、または不可抗力など、当社が合理的に支配できない事由から生じた問題には適用されません。
3. 限定的保証は、システムの必要最低要件を満たさないことが原因で生じた問題には適用されません。
4. 限定的保証は、限定試用ライセンスには適用されません。

#### 第19条（免責）

当社は、第17条（限定的保証）および第18条（限定的保証の除外）の保証以外には、商品性または特定目的への適合性を含め、明示的、黙示的、または法律の規定のいずれによるものであるかを問わず、一切の保証を行わず、その他品質または権利の契約不適合等の問題について、本契約に定める以上の責任を負いません。これらの免責は、適用される法令上免責が許されていない場合を除き、適用されるものとしします。

### 第6章 責任制限

#### 第20条（制限）

本契約に基づくすべての請求についての各当事者の責任範囲は、請求原因が発生する前の一年間に本契約に基づき本サービスについて支払われた金額を上限とする直接損害に限定されます。ただし、いかなる場合であっても、本サービスに関する当事者の責任総額は、サブスクリプション期間中に本サービスについて支払った金額を超えないものとしします。無償で提供された本製品については、当社の責任は500,000円を上限とする直接損害に限定されます。

#### 第21条（除外）

いずれの当事者も、逸失収益または間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、懲罰的損害、逸失利益による損害、事業の中断による損害、もしくは事業情報の喪失による損害について、当該当事者がその可能性を認識していたまたは合理的に予見可能であった場合であっても、一切責任を負いません。

#### 第22条（制限の例外）

第20条（制限）および第21条（除外）に規定する責任制限は、適用される法令により認められる範囲において最大限適用されますが、当事者または他方当事者の知的財産権を侵害した場合には適用されません。

### 第7章 ライセンス

#### 第23条（本サービスと共に使用するソフトウェア）

1. 本サービスへの最適なアクセスと使用を可能にするために、本サービスの使用に関連して本ソフトウェアのインストールおよび使用を行える場合があります。お客様が使用を許可される本ソフトウェアの数またはお客様が本ソフトウェアの使用を許可される機器の数は、ライセンス詳細に規定するとおりとします。
2. お客様は、本ソフトウェアの使用権が終了した場合、本ソフトウェアをアンインストール

トールしなければなりません。お客様の本ソフトウェアの使用権が終了した時点で、当社はおお客様による本ソフトウェアの使用を無効にすることもできます。

3. お客様が一定の機器上の本ソフトウェアにアクセスする権利を有する場合であっても、当社の特許またはその他の知的財産権を付与されるものではありません。

#### 第24条（ライセンスの証明）

本契約および当社より発行する登録内容書をもって、お客様の本ソフトウェアのライセンスの証明とします。

#### 第25条（ライセンスと本サービスの関係性）

本サービスは、本契約に基づきお客様にライセンスされるものであり、役務の提供ではありません。また、本ソフトウェアも同じくお客様にライセンスされるものであり、販売されるものではありません。

#### 第26条（ライセンスの譲渡および割当）

ライセンスの譲渡は禁止されています。

### 第8章 雑則

#### 第27条（通知）

1. お客様は通知を、当社の指定により、以下の方法で行う必要があります。

(1) 当社宛てに配達証明書付の郵便で送付する

(2) 当社が指定する電子メールアドレスへ送信する

2. お客様は、当社が通知を電子的に送ることに同意します。かかる通知は、お客様が予め指定したメールアドレス宛てに電子メールで送信されます。通知は、受領通知の日付、または電子メールの場合は送信の日付をもって効力を生じます。

3. お客様は、当社に登録するメールアドレスを、正確かつ最新のものにする責任を負います。かかる電子メールアドレス宛てに当社が送信する電子メール通知は、お客様が実際に当該電子メールを受信したかどうかにかかわらず、送信の日付をもって効力を生じます。

#### 第28条（知的財産権）

1. 本サービスにおいて当社がおお客様に提供する一切の著作物に関する著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）および著作人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいう）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は、当社またはその提供元等の正当な権利者に帰属します。

2. お客様は、本製品および当社がおお客様に提供する一切の著作物を以下の各号のとおり取り扱うものとします。

(1) 本サービスの目的以外に使用しないこと

(2) 複製、改変、編集、上演・上映、公衆送信・伝達、送信可能化、口述、展示、頒布、翻訳・翻案を行わず、又リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと

### 第29条（譲渡）

お客様は、本契約を全部であれ一部であれ譲渡することはできません。

### 第30条（可分性）

本契約のいずれかの部分が執行不能と判断された場合でも、その他の部分は引き続き完全に効力を有します。

### 第31条（権利の放棄）

本契約のいずれかの規定の履行を強制しなかった場合でも、権利を放棄したものとはみなされません。

### 第32条（権利関係の不存在）

本契約は、代理関係、パートナーシップ、または合弁事業を形成するものではありません。

### 第33条（第三者受益者の不存在）

本契約には第三者の受益者は存在しません。

### 第34条（準拠法および裁判地）

本契約は日本の法律を準拠法とします。本契約の強制履行を求めて提訴する場合は、東京地方裁判所に提起しなければなりません。

### 第35条（完全合意）

本契約は、本契約に定める事項に関する完全合意であり、従前のまたは同時に行われたあらゆる意思表示に優先します。本契約に記載された文書間で抵触が生じた場合で、当該文書に優先順位が別途明示的に規定されていないときは、かかる文書の規定は、本SIDfm RA サブスクリプション契約、SIDfm サービス条件、ライセンス詳細、本契約に記載されたその他の文書、の順で優先されるものとします。

### 第36条（規定の存続）

第2章（サービスの使用）、第3章第13条（租税）、第4章第16条（サブスクリプションの解約）、第5章（保証）、第6章（責任制限）、第8章（雑則）の規定は、本契約の解約、解除または満了後も有効に存続します。

### 第37条（不可抗力）

いずれの当事者も、各当事者の合理的支配を越えた原因による債務の不履行については、一切責任を負わないものとします。こうした合理的支配を越えた原因とは、火災、爆発、停電、地震、洪水、暴風雨、ストライキ、禁輸措置、労働争議、政府または軍事機関による行動、戦争、テロリズム(サイバーテロリズムを含みます)、天災、インターネット通信業者の作為または不作為、規制機関または政府機関の作為または不作為(本サービスの提供に影響する法規制の制定またはその他の政府の行為を含みます)などをいいます。ただし、本契約に基づくお客様の支払義務に関しては、本項は適用されません。

### 第38条（協議）

本契約に定めのない事項に関しては、お客様並びに当社が誠意をもって協議し、円満に解決するものとします。